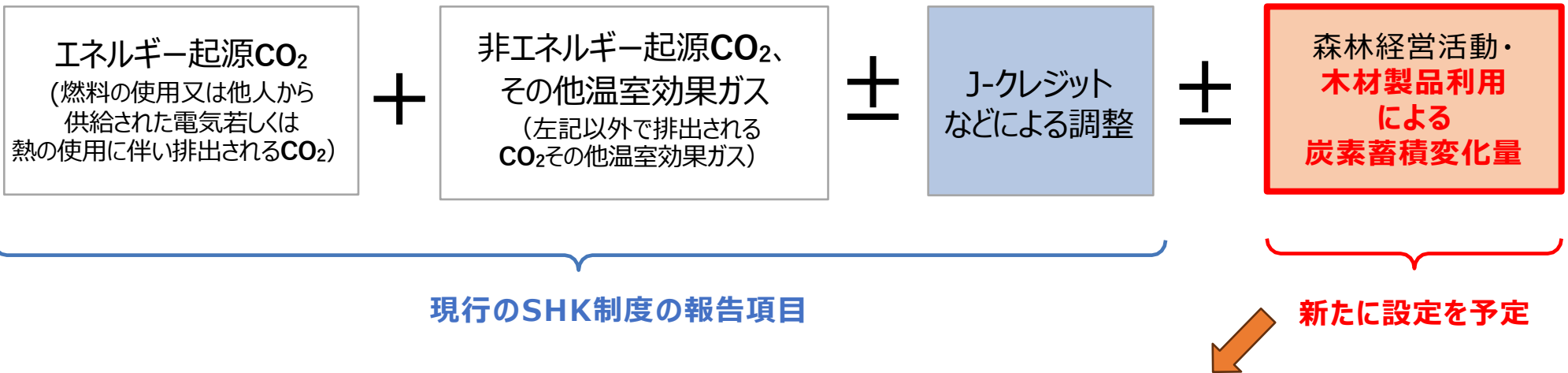


木材利用による炭素貯蔵効果をSHK制度に新たに位置付け

- SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）とは、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。
- 木材を使った建築物等を新築等により自ら所有する企業や自治体が、自社のGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正。（R8.4施行）



木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体は、

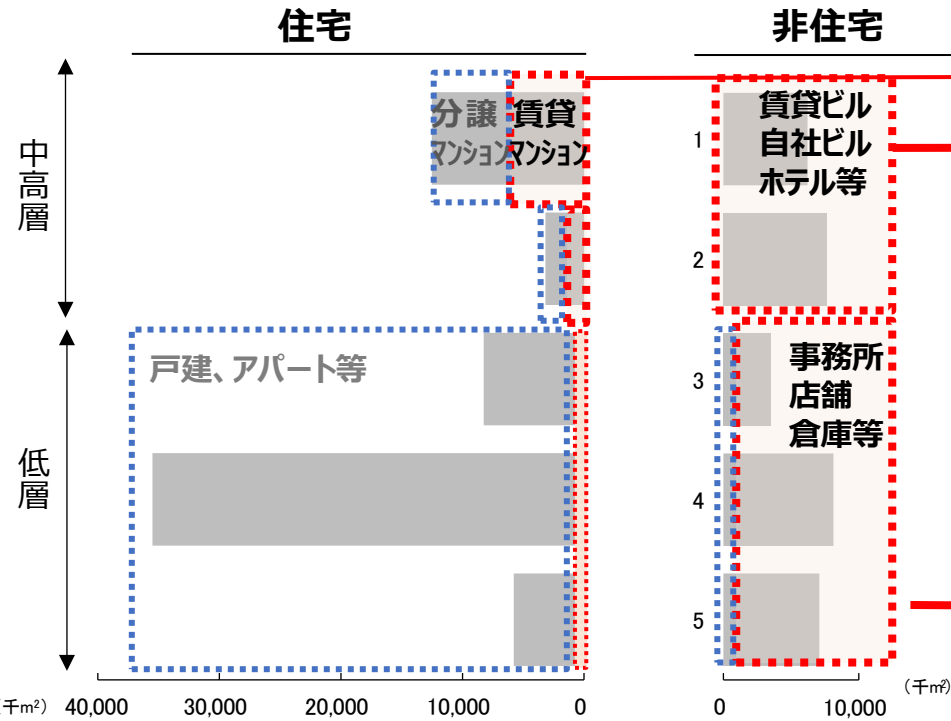
- 木材利用による**炭素貯蔵効果を定量化**して報告することができる
- **自らのGHG排出量から、木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて**報告することが可能になる

SHK制度で木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能になる建築物

- 本制度改正により、主に企業等が所有する非住宅分野（オフィス、店舗、倉庫等）や賃貸マンションについて、木造化・木質化が促進されることを期待。

■ 新設着工建築物の床面積と所有形態のイメージ

- 非住宅建築物や賃貸マンションは**企業等の所有が大半**を占めている。



■ 企業等が所有する建築物

※企業等：ディベロッパー等の不動産や金融、ホテル、飲食、物流、製造業等や公共機関

■ 個人等が所有する建築物

資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。

注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたもの。

■ SHK制度で炭素貯蔵量等の報告が可能となる建築物

- SHK制度における特定排出者数は全国に**1万3千事業者**を超え、企業等の**排出量の約7割**を占める。
- 今般の制度改正で、これら特定排出者が所有する建築物の炭素蓄積変化量を報告することが可能となる。

＜中高層建築物＞



賃貸ビル

〔 野村不動産
溜池山王ビル 〕



自社ビル

〔 東京海上グループ
新本店ビル（施工中） 〕



賃貸マンション

〔 モクシオン稲城
（三井ホームエステート） 〕

＜低層建築物＞



自社事務所

〔 エフコープ生活協同組合
本部事務棟 〕



店舗

〔 マクドナルド
安芸熊野店 〕



倉庫

〔 プレカット工場倉庫
（株）マルオカ 〕

※なお、上記事例は用途別の木造化の事例であり、特定排出者以外の建築物も含む

SHK制度で報告可能となる木材利用による炭素貯蔵量等について

- 本年度改正予定のSHK制度においては、新築等により自ら所有する、木材を使った建築物等について、木材利用による炭素貯蔵量等を報告することが可能となる。

● 報告することが可能な建築物等

- ✓ 新築等により自ら所有する、木材（※）を使った建築物等（家具等物品を含む）について、木材利用による炭素貯蔵量等の報告が可能

※ 合法性が確認された国産材が対象

- ✓ 炭素貯蔵量を報告した物件は、報告者が台帳で管理

（ 建て替えの場合は、解体した建築物等の炭素貯蔵量を差し引いて報告 ）

● 算定方法等

- ✓ 林野庁の「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により算定
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

木材利用による炭素貯蔵量

$$= \text{木材利用量} \times \text{密度} \times \text{炭素含有量} \times 44/12$$

（計算例）スギの製材200m³を使った建築物の場合

$$\begin{aligned} \text{炭素貯蔵量} &= 200 \times 0.331 \times 0.5 \times 44/12 \\ &= 121 \text{ t-CO}_2 \end{aligned}$$

- ✓ 令和8年度に新築した場合、企業や自治体において、新築物件に係る炭素貯蔵量を算定し、翌年度の7月までに国に報告